

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

復旧測量（基準点）

三 作業地域

坂戸市東部

四 作業期間

平成二十七年六月十一日から平成二十七年十月三十日まで